

第4回 容量市場の在り方等に関する検討会  
資料3

(第4回 容量市場の在り方等に関する検討会)

容量市場に関する当社の見解

2017年10月12日

イーレックス株式会社

- 容量市場導入に伴い、発電事業者は恩恵を受ける一方、**小売事業者は一気に多大な負担を強いられる**ことになる。中長期的な視点に立ち、必要な供給力・調整力の確保という目的で容量市場を導入することの必要性は理解するが、その導入にあたっては、小売り料金へ影響、事業者の競争への公平性を十分勘案いただきたい。特に負担者となる**小売事業者の意見には十分に耳を傾けて頂きたい**。
- 卸電力取引所において、今まで価格スパイクが続いたことは殆どないと理解している。従って、将来的には等価となるとしても、当分の間は、小売事業者にとって容量市場の導入は負担が増えるだけである。これだけの大きな制度導入にあたって、小売事業者としては、**経過措置、激変緩和措置は絶対に必要である**と考えている。
- なお、本件に関しては、本年2月に公表された『電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ』において、容量市場における留意事項の1つとして一部言及(※)があり、**少なくとも、減価償却分はウィンドフォールと言わざるを得ないのは明らかであり、電力システム改革の主旨に照らし合わせて考えても、その分を減額することは当然である**と考えている。

(※)「既存電源、特に償却が進んだ電源に短期的に過剰なレントが発生する可能性があることに留意し、・・・(中略)・・・今後検討する必要がある。」

## 「容量市場導入」：必要な供給力・調整力の確保

☆小売事業者に供給義務の一端を担わせる・・・

義務的コストの性格有する

特に新電力にとって

☆全体の発電コストは今までと同じ・・・

競争上、中立的であるべき

「負担が増えるだけ」

を極力配慮

### 1. 小売事業者に過大な負担とならないこと 【4ページ】

- 制度導入と共に一気に大きな負担発生
- 容量クレジットの負担・・・等価には不確実性が残る
- 財務体力が劣る新電力にとって負担が大きい

経過措置・激変緩和措置不可欠  
同様に負担総額の抑制も必要

### 2. 小売事業者間の競争条件の中立性を維持すること 【5ページ】

- 全体コストは基本として今までと同じ
  - 個々の小売事業者間の競争条件に影響を与えないことを配慮すべき
  - **総額の配分をkWh比とし、結果として中立性と透明性を担保**

### 3. その他 【6ページ】

- 制度の運用スケジュールの明確化
- 資金繰り等へ配慮した運用ルールの設定

# 1. 小売事業者には過大な負担とならないこと

## 旧一電と新電力：需給バランスのイメージ（例）

旧一般電気事業者			
自社発電設備	120		
自社小売	100	市場	20
容量市場収入	120		
負担	100		

新電力			
自社発電設備	20	市場	20
自社小売	40		
容量市場収入	20		
負担	40		

※ 市場価格が容量市場相当分、実際に下がるか  
中長期で見ても不確実性が残る

新電力は旧一般電気事業者と比べて、一般的に次の傾向がある。

- 市場調達の内訳割合が高い
  - 小売事業者として負担の観点より、不確実性が高くなる
- 財務体力が劣る
  - 負担額の大きさ、不確実性による経営へのインパクトが大きい

### ⇒ 負担総額の抑制、及び経過措置・激変緩和措置は不可欠

- 新電力にとって大きな負担であり、全体額の抑制と軽減方法の適用を望む。
- 償却済み発電設備においてウィンドフォールをそのまま認める必要はない
- 小売事業者にとって供給義務の履行の義務的経費。各事業者の負担配分も中立性、公平性を確保すべき。⇒kWhの採用。透明性も確保。

## 2. 小売事業者間の競争条件の中立性維持

- 容量市場導入の目的は、必要な供給力・調整力の確保であり、**制度導入の前後において競争条件は不変であるべき（中立性維持）**。
- 競争条件の中立性維持の考え方は、**個々の小売事業者間においても適用されるべき**である。
  - ⇒ 容量クレジット全体の負担額を、各小売事業者に対して販売電力量(kWh)比率にて配分することで競争条件の中立性が維持される。

### 【理由】

- ① 現状、多くの相対電源、及び取引所からの調達電力に関して、その価値は (kW+kWh) である一方、取引価格はkWhベースにて値付けられている。kW価値とkWh価値に取引を分けるに当たり、kW価値（すなわち容量クレジット）の各事業者負担をkWhベースで考えない限り、競争条件の中立性は担保されない。

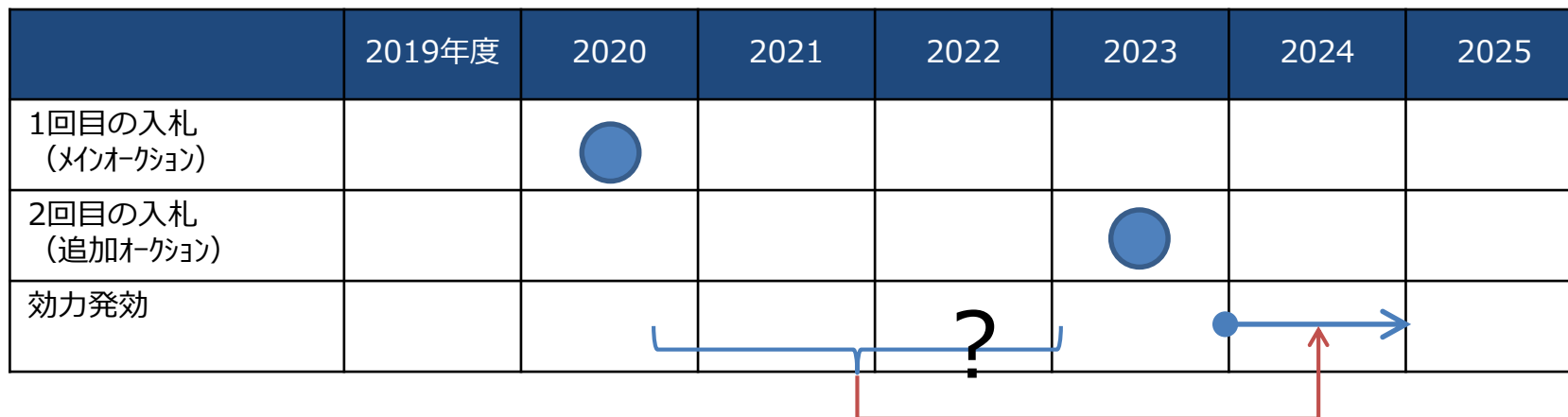
現行 (kW+kWh価値) : kWhベースの取引  
 => (kWh価値) : kWhベースの取引 + (kW価値) : kWhベースでの負担按分  
 (= 制度導入の前後における各事業者間の競争条件の中立性を維持)

容量クレジットは小売事業者にとって義務的コストの性格を有している為、中立性の視点が重要となる。

- ② 各小売事業者の販売電力量は既に公表されている一方、kWに関するデータは公表されていない。事業上の守秘等の観点よりkWデータの把握には困難が伴うことが予想されることから、**透明性の観点より販売電力量 (kWh) 比率による配分方法の方が現実的**である。

#### ☆ 制度の運用スケジュールの明確化

	2019年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
1回目の入札 (メインオークション)		●					
2回目の入札 (追加オークション)					●		
効力発効				?		●	



制度の運用に関わるスケジュールを明確にして頂きたい。

(上記表は、2024年度効力発効分に関するスケジュールイメージ)

- 各入札の実施時期、及びその入札で確定される事項
- 最終的な小売事業者の負担額が決定される時期。 **小売事業者としては、効力発効期間の前年度には負担額が確定することを希望する** (販売するに当たり、原価は事前に把握しておくべき)。

(→ 負担額を決めるために必要な各データは2022年度以前のものを用いることとなる)

#### ☆ 資金繰り等へ配慮した運用ルールの設定

容量市場の運用ルール設定に当たり、**支払については現在の電源への支払タイミングより前にすることは避けて頂きたい** (当社経験では、購入電力に関する支払は翌月末が一般的)。